

令和4年2月24日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

## 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における ゲノム解析及び変異株 PCR 検査について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

---

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

### 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における ゲノム解析及び変異株 PCR 検査について

今般、感染症法に基づく標記に係る通知について、一部改正されましたので、ご連絡申し上げます。

本改正の概要は下記のとおりです。

○L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となった地域においては、変異株 PCR 検査を必須としないこと。（重症例※及び死亡例については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となった地域においても、可能な限り全例に対して変異株 PCR 検査の実施すること）

○引き続き、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を含む変異株の発生動向を監視するため、実施率5-10%程度又は300-400件/週程度を目安に、自治体主体でゲノム解析を実施すること。（重症例※及び死亡例に対しては、可能な限り全例にゲノム解析を実施すること）

※重症例とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.2版」（令和4年1月28日付（健Ⅱ516F）参照）の重症度分類に基づくICUに入室又は人口呼吸器が必要な臨床状態の重症の患者